

広島県訓令第一号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三農林水産局の部団体検査課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

八 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第五十条の規定により知事が行う同法第二条第四項第二号に規定する事由の認可

別表第三農林水産局の部就農支援課の項局長専決事項の欄第二号四及び五を削り、同号六中「第八条第一項」を「第八条第三項」に改め、同号六を同号四とし、同号七を同号五とし、同号八中「認可」の下に「及び変更の認可」を加え、同号八を同号六とし、同号九を同号七とし、同号十を同号八とし、同項課長専決事項の欄第七号三中「もの」を「者」に改め、同号三を同号七とし、同号二を同号六とし、同号六の前に次のように加える。

五 第二十条の規定による農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除の承認

別表第三農林水産局の部就農支援課の項課長専決事項の欄第七号一を同号四とし、同号四の前に次のように加える。

一 第六条第三項の規定による農地中間管理事業評価委員会の委員の任命の認可
二 第七条第一項の規定による農地中間管理機構の役員を選任及び解任の認可
三 第七条第二項の規定による農地中間管理機構の役員の解任命令

別表第六西部県税事務所長の項第二号二中「第十九条第二項」の下に「及び第十九条の二」を、「方法」の下に「及び知事から得た納付情報により納付する方法」を加え、同項第四号中「広〇一五及び広〇一六」を「広〇一九及び広〇二〇」に改め、同号一を削り、同号二を同号一とし、同号三を同号二とする。

別表第六東部県税事務所長の項第二号二中「第十九条第二項」の下に「及び第十九条の二」を、「方法」の下に「及び知事から得た納付情報により納付する方法」を加え、同項第三号中「広〇一七及び広〇一八」を「広〇二一」に改め、同号一を削り、同号二を同号一とし、同号三を同号二とする。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。